

基準日設定につき通知公告

当社は、令和4年7月25日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、令和4年8月10日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

令和4年7月11日

横浜市旭区大池町26番地
神奈川開発観光株式会社
代表取締役社長 古賀 信行